

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成22年5月31日（月）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津家庭裁判所評議室（本館4階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

飯田喜信，伊東真理子，大久保和久，大野正男，小川卓爾，沢井進一，千貫悟，高橋陽一，内藤悟

（事務担当者）

吉田進，梅森昌行，中野典子，藤原扇一，吉川昌範，大本善久

4 議事

（1）委員の異動の報告

庶務担当者から，検察官委員が交替した旨の報告があった。

（2）新任委員の自己紹介

（3）成年後見制度の概要等の説明

ア 成年後見制度の概要と大津家裁における利用状況について，中野首席書記官から報告

イ 成年後見制度導入に至る背景について，梅森首席調査官から報告

（4）意見交換

「成年後見制度について」

発言要旨は，別紙のとおり

（5）次回の開催日程

委員の都合等を調整の上，平成22年10月ころに開催することとした。

(別紙)

発言要旨

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 事前に配布した資料(成年後見事件の概況, 成年後見申立てセット)及び裁判所からの成年後見制度に関する利用状況等に関する報告を受けて, まず, 高齢者問題の研究者である委員から問題点を提起していただきたい。
- 成年後見制度の任意後見制度と法定後見制度を分かりやすく位置づけると, 任意後見制度が上にきて, その下に法定後見制度の補助, 保佐, 後見という感じで, 本人の判断能力があるところから下に向かってだんだん失われていく, 残存能力がどれだけ残っているかということでイメージすると理解しやすいと思う。

一人暮らしの高齢者が全国で約435万人, 認知症高齢者が約250万人, 後期高齢者層の75歳以上が圧倒的に増大している中, 高齢者施設の入所者の平均年齢が10年前は80歳だったのが, 今90歳になっている。このような状況の中, 銀行から, 毎月のお金を下ろすことにおいても成年後見人を付けてくれという要望が非常に多くなっていると聞いている。そこで, 後見申立てをするに当たり必要となる成年後見申立セットを見て, まず, 関係書類の多さにびっくりする。また, 診断書関係の書類を見ると, 鑑定について, 精神科医に限らず内科医でもいいとなっている。介護保険の介護認定審査会などでは残存能力の程度をチェックする場合, 長谷川式というものを採用し, 一定の基準により推測ができるようになっているが, この診断書は, 判定に当たり, そういった共通の基準があるのか, あるいは, 特定の検査を依頼するようなことがあるのか, その辺りについて, 大津の場合はどうなっているのか, お伺いしたい。
- ▲ 確かに申立て関係書類を見て驚く人も多く, 説明を読んでもよく分からないということで, 書式に関する問い合わせも多い。財産目録の作成に当たっても, 登記簿謄本等を取り寄せてもらう必要があり, 申立てに至るまでの準備が煩雑で大変だという話はよく聞く。ただ, 後見人が選ばれたら財産管理をしていく必要があり, これらの書類はその基本的な資料となるので, 大変ですがお願いしますということでお願いしている。
- ◇ 裁判所としては, 本人の精神状態を的確に把握し, 後見を開始するか否かを判断し, さらに開始後, 後見人等を監督していかなければならない。そのためには, 最初の段階で必要最小限度の事実関係を把握しておく必要がある。ただ, ご意見を聞きながら, 本当に必要な範囲で書類の作成をお願いしていくことを考えていかなければならないと思っている。
- ▲ 申立ての流れとして, 申立書を提出してもらい, 審査して, 後日, ご本人や候補者に来てもらって調査するのが通常の家事事務の手続の流れであるが, 成年後見では, 皆さん急がれていることもあり, 申立てのあった日に調査ができるように即日事情聴取という制度を採用している。第2, 第4の水曜日と木曜日を事情聴取の日として, 電話で申立てセットの書類が全部出来上がったと言ってきた人について, 日を指定して予約をとってもらい, その日に関係者全員集まってもらい, 申立事件を受け付けるとともに, その日に調査もしてしまう。書類もそろっていて, 明らかに判断能力が欠けていることが分かるようなケースは, 即日事情聴取が終わって, 審判を出すケースもある。

- 書類が煩雑であるなど諸々の問題はあと思うが、本来この制度の対象者はこのぐらいいるはずなのに、制度を利用しないのは、どこに問題があるのか考えることが重要ではないか。滋賀県は、家族制度がしっかりしている県の一つだと思うが、高齢化が進んでいるところと、滋賀県のように何年か後に進んでいくのではないかとこのところでも対応も違ってくと思う。痴呆高齢者に関する統計も出ており、それを見て、滋賀県で5年後、10年後どういう対応が必要になってくるかについて考えていく必要があると思う。
- ◇ 裁判所の方では、この制度の対象に当たる方がどれぐらいいるかについて情報はないので、もっと成年後見制度を利用する必要がある人がいるが、こういう事情で利用できていないということをお話いただけるのであれば、むしろお伺いしたい。
- 認知症高齢者について、将来の想定数が現に発表されている。その中で、今現在後見制度を利用している人数との差について、利用してない人は全く要らないのか、あるいは、使い勝手が悪いから使わないのか、何が原因で利用されないのかが問題である。
- 認知症だから必ず成年後見が要るのかと言えば、その家族の中で後見人に足り得る人が決まっている家族は、制度を利用しないし、統計にも出てこない。福祉施設からの申請があるとか、家族のサポートがない人の申請が最近増えているということは分かるが、認知症、統合失調症、若しくは精神障害あるいは知的障害という疾患だけで考えていいことではない。
- それに加えて経済的な問題などいろいろなファクターがある。この成年後見制度について、もっと幅広く知らしめて、利用度を高めたいのか、そうではないのか、裁判所としてどういう方向にしていこうとしているのかが知りたい。
- ◇ この制度の枠組み自体を広げるとなると、それは法律改正等の立法の問題になる。この枠組みの中でどうするかというところで、本来この制度で援助すべき人たちがいて、それに裁判所が対応しきれていないのであれば、利用してもらうためにどうしたらいいかを考えていかなければいけないと思う。
- 成年後見制度が10年前にできて単純に10倍以上件数が増えているということだが、この制度の裁判所内での評価をお聞きしたい。裁判所内において、不備があるので改正すべきだとか、不備な部分をこう改善していこうといった話が出ているのか。
- ◇ 現時点でこの法律上の枠組みを変えるという話にはなっていない。法律改正前と比べ件数が10倍に増えているということは、かなり利用してもらっており、一定の評価ができると思う。しかし、先ほど話があったように、本来もっと多くあるのがこの程度の件数に止まっているのかという問題はある。改善点として、発令までの期間を短くするなど細かな点は出てきているが、大きな枠組みで問題は出ておらず、ここでご意見をいただき、多角的に検討していきたい。
- △ 実際の利用者が10倍になっていることは、基本的にうまくいって、前と比べて改善されていると言えると思う。確かにこの場で抜本的に制度自体を変える話も後々のきっかけになるかもしれないが、手続が煩雑であったり、費用が掛かることなどから、分かっている制度の利用に踏み切れない人達がいるのなら、より制度を知ってもらうために福祉施設などで紹介してもらうようなことをしてもいいのではないかと。
- 精神科医として、後見の手続において、診断書や鑑定書を書いているが、判断に当た

り、裁判所は、精神科医だけではなく、内科医の診断書で決めているということで、そのことにストレスを感じないか。一応の基準はあるが、その基準がどのように設定されているのか、具体的に示されておらず、判定をするのに非常に悩む。裁判所に専任の精神科医を置いて意見を聴くような方策をとってもいいのではないか。

- ▲ 最高裁で示している鑑定の手引きというものがあるが、元々この制度は残存能力を生かすということからきており、残存能力というのは、どの程度まであれば保佐になったり、補助になったり、後見になるのか、その明確な基準というものはない。
- ないから、後見の判定が圧倒的に多い。保佐や補助というような認定をしてない。被後見人を作るための制度だと思う。
- ◇ 特に保佐や補助の基準については一言で言いにくく、悩むことはあるが、診断書、鑑定の結果、そのほかにも調査の結果等を踏まえて、総合的に判断している。
- 医師による判定をしているのに、裁判所は出てきた診断書だけでやっているが、医師は、診断書を作成する際、ご家族の意向に従うことが多く、それを客観的に判断するとすると、診断書だけでなく、鑑定が必要になる。そうすると、時間が掛かる。
- 統計によれば、医師の意見を聴いて鑑定をしているのは全体の2割、8割は診断書で判断をしている。診断書は、内科医が書くことはあまりなく、ほとんどは精神科医が書いており、その記載で十分なものが多いので、鑑定は求めないことが多い。判断能力があるときには、後見ではなく、保佐にすることもあり、後見か保佐か迷うときは鑑定にまわしていることもある。ただ、鑑定は費用もかかることから、負担がかからないように、鑑定にまわすのを少なくするため、診断書の記載についても記載方法についての書面を作ってお願いしたり、診断書を出してもらうときに、鑑定にしたらいくらか引き受けてもらえるかを聞くなどして工夫している。こうして裁判所では、診断書を充実させて費用がかかる鑑定をしなくていいように改善、工夫はしてきている。
- ▲ 裁判所が鑑定の手引きを作る段階では、厚生労働省とも協議を経ている。また、大津では、昨年も医師団体と裁判所との意見交換会をさせてもらっており、全国的にもそういったことを各庁で工夫しながらやっていると聞いている。
その人が後見状態にあるのか、保佐に当たるのか、補助に当たるのかということは、まさに裁判事項であるので、一律に基準を決めることは難しい。
- 診断書に、3段階でどう思うかと書いてあったり、相当かとどうかの記載をすることになっていると、医者が判断するみたいになってしまっていておかしいと思う。
保佐相当となった方が例えば後見相当のレベルになったという事例はあるのか。
- そういう事例もある。保佐で始まっても、認知症が進めば、その状況によって後見に移ることもあるし、後見にしたが、中には判断能力が回復する人がいる。
- ▲ 例えば午前中と午後で状況が異なる人もいて、午前に裁判官と会っているときは非常に鮮明であるが、午後になると、そうではないということが実際にある。その辺の判断は、本人に会っても難しいときがある。
- ◎ 障害者自立支援法違憲訴訟の滋賀の原告弁護団に入っていたが、原告が4人で、1人は後見人が付いているが、あとの3人は付いていなかった。皆、知的障害で、後見人が付いてる人と付いてない人とで程度はそれ程変わらない印象を受けたが、相手方から後見人が付いてない人について訴訟能力に疑問があるということで後見人を付けてやるべ

きという意見が出た。そこで、なぜ後見人の申立てをしないのかと聞いたところ、その人達はあまり成年後見制度をいい制度とっていないようだった。選挙権が奪われたり、判定の期間もかかるなどいろいろあると思うが、財産行為が制限される、やってはいけないが増えるということで、私の印象では、逆にノーマライゼーションの理念に反する部分があるのではないということである。そういう思いから申立てをしてない人が実態としてかなりいるのではないか。ただ、これは大きな問題で、ここで議論すべきかどうか分からないが、そういうことを念頭に議論することも意味があると思う。

申立て書類について、非常に行き届いていると思うが、ビデオ等の映像を使ったらより分かりやすくなると思う。

平均審理期間について、だいたい1か月半から2か月ということだが、なぜそのくらいかかるのか、長いと感じる。

この制度を考えていく上で、制度を利用した人、成年後見を申し立てた人、申立てを検討したがやめた人から話を聞いてみるのもいいと思う。

- ノーマライズ理念を基にこの制度が10年経ったということだが、当事者の方たちがノーマライズ理念に反するという意識を持っているということは問題があるか。
 - ニーズを広げる枠組みとして、市町村長からの申立てが、利用しやすさという点であげられると思うが、現状はどのような形で申立てがなされているか。
 - ▲ 市町村長から申立てされた人は、ある程度、福祉事務所などに相談に行くなどして市町村との関わりのある人が多い。統計資料によれば、市町村長からの申立てが全体の9%であり、滋賀県の市町村長からの申立の割合は3.4%で、全国の割合より少ない。
 - その理由は、市町村の取組が遅れている可能性もあるが、滋賀県の家族制度として身寄りのある人が多く、身寄りがなくて、お金もない人が全国的に見て多くないのかもしれない。
 - ニーズということで言うと、一人暮らしの高齢者で、日ごろから行政や福祉とつながりのある人は、行政を通じて申立てを行っていることが増えてきていると思うが、行政や福祉に関わりを持たない一人暮らしの高齢者で、身寄りがなく、ある程度財産があり、自立をしている人が、制度を利用していないのではないかと思う。そういう人が、今後、年を重ねるにつれて認知症などの問題も出てきたときに、財産の被害を受ける可能性が一番高いのではないか。任意後見制度の利用があまり進んでないのは、そのような財産があって、自立されている高齢者が制度からすっぽり落ちこぼれている現状があるのではないか。今後、そういう人の被害が増えてくると思う。
- そういう意味では、そういう人達に制度をどうアピールしていくか、それを行政がするのか、福祉の部分がするのか分からないが、周知をしていって、任意後見についてもっと議論していくべきではないかと思う。
- ▲ 後見制度は、任意後見制度と法定後見制度という二本立てでできたが、全国的にも任意後見の利用率は非常に少ない。自分の意思能力がはっきりしているときに、制度を活用していくのがいいと思うが、なかなかそれが浸透していない。
 - 任意後見では、裁判所は、契約をしているところでは関与せず、その人に後見の必要が生じ、後見を開始するときに、裁判所が後見監督人を選任する。そこで初めて裁判所は関与することになるので、それまでのサービスの利用について、制度としてどのよう

に周知していくかという問題がある。

- ◎ 任意後見したいという相談は受けたことはなく、任意後見を使ったらどうですかとアドバイスするような相談も1件もない。弁護士のところを持っていくべき問題だと思っ
てないのだと思う。
- 制度を周知徹底していくにはどうしたらいいか。
- ▲ 統計資料によれば、任意後見監督人選任の申立件数の増加率は21パーセントであり、
件数は少ないが、増加率を考えると、徐々に周知されていっているのかと思う。
- △ 任意後見と法定後見との違い、任意後見のメリットはどこにあるのか。
- ◇ まず、自分で後見人を選べるということである。
- 年金受領のときに、そういうことについてチェックする項目を作るとか、いろいろな
アイデアはあると思うが、なかなか難しい。
- メディアで、成年後見制度の後見人の担い手不足が取り上げられているが、地域によ
っているんな対策をして、NPOで研修制度を作るなどして対応していると聞いている
が、滋賀県内で現状はどうなっているか。
- ▲ 大津では、NPO法人が法人後見人になっているのが大きな特徴である。
- 親戚以外の第三者の後見人が不足している。第三者後見人としては、弁護士等の法律
家集団、身上監護面では、社会福祉士、法律的な関係にも福祉的な関係にも応えられる
るNPO法人等ニーズに応じた後見人が必要になる。
- 財産の処分について、例えば、名義人等になっている本人が寝たきりになっているよ
うな場合、実印等を使って家族が処分してしまっているケースも考えられ、こうした制
度が骨抜きになっているということもあるのではないか。
- 本人に意思があれば、こうするだろうということで、家族が財産を処分しているが、
家族が本人を支え、それによって本人が迷惑を被らないのであれば、本人の財産を適宜
処分していてもあまり問題は生じない。ただ、認知症の親の名義の財産を処分するとき
には、銀行が絡んでくることが多く、そこで後見人選任の申立てをしてくる例も多い。
- ◎ 財産処分に当たって多分大丈夫だろうと皆が思っていたら、後見申立もせずそのまま
処分する人も多いと思うが、後で紛争になるかもしれないと思ったら、弁護士なりに
相談して、申立てをするというパターンが多いのではないか。
- ◇ そういう法的知識自体がない人は紛争予防のために申し立てるという発想までいかな
い。法教育というと大きく広がっていくが、そういう人達が知識を取得していくことは
必要だと思う。
- 少子高齢化社会が進み、判断能力が衰えていく老人の保護という面で裁判所は限定さ
れた一部にしか関わっていない。この制度のシステムが十分に利用されるためにどうし
たらいいか。
- 銀行のニーズが多く、銀行からの要望があった時点で、成年後見ということに取り組
む人が多い。そういう意味で、もう少し分かりやすく啓蒙活動をしていく必要がある。
- ▲ パンフレットでは足りないかもしれないが、市町村にも成年後見についてのパンフレ
ットは配布するなどの広報は行っている。
- ノーマライズというのは、エイジング・イン・プレイスという言葉から出てきていて、
その人がその地域で一番いいときを死ぬまで継続する、それがコンセプトになっている。

本当のノーマライズのためにこのシステムを生き生きとしたものにしていくために、そういう方々にきちんと理解してもらえるような活動をしていくことが必要で、そのために分かりやすいキャッチが必要かと思う。

- これから成年後見がどういう方向に進んでいったら望ましいか。
- 自分の意思決定能力がある間に任意後見を利用することで、争いごとが起こる前に、本人のきちんとした意思を尊重した上で制度が利用されることになり、後々争いごとが減っていく。この制度をどうアピールしていくかが重要である。
- ◇ 裁判所は、どうしても申し立てられた事件についていかに適切に処理していくかに目が向き、そもそも申し立てるべき人が適切に申立てをしているのか、その制度自体が機能しているか、もっと改良点がないのかといった広い視野で見ることがなかなかできない。そういう意味では、今日のお話は非常に参考になった。
- 成年後見自体の認知度も低いし、それ以上に任意後見制度があることさえ知らない人が圧倒的に多い。市町村や福祉関係の間でネットワークみたいなものを作っていったら、広報、啓蒙につなげていくべきで、まだやることはあると思う。
- せっかくこれだけの制度があっても、うまく機能しているのかどうかというところで、裁判所、市町村、福祉の問題いろいろあると思うが、守られるべき人が落ちこぼれてさえいなければいいと思う。制度を知っている人はいいが、制度を知らないうちに落ちこぼれて、最期を迎えるというのは寂しい。また、制度が広がっていけば、これを悪用する人も必ず出てくる。それも問題である。
- ◎ 任意後見制度について、7月に日本弁護士連合会が任意後見制度に関する提言を出しており、その中で、今話に出ていたが、制度を悪用濫用して本人の権利を侵害するような事案を防止するためにはどういうことをすればいいのかという提言をしている。成年後見の申立てをした人、申立てをしようと思ったけどやめた障害者や高齢者に、実際使ってみて、使おうとしてみてどうだったかということを知りたい、それをこの会議に反映させていければ、裁判所委員会の趣旨にも沿うのかなと思っている。ぜひやってみたいと思う。
- 制度そのものは、利用も増えているということで、うまくいっているのではないかと思う。ただ、利用する側にとっては、身内が後見人になった場合は、何となくイメージしやすいが、第三者的な人が後見人になった場合、どういう形で財産の処分をされるのかイメージしにくい。後見人が決まった段階で裁判所から説明があるのかもしれないが、たとえ弁護士であっても見ず知らずの人に財産を任せるのは不安を感じる人も多いと思う。そういう意味では、後見人はこういうものだということをもう少し具体的にアピールすることで制度そのものの需要は増え、利用する人も安心できると思う。